

海洋の生物多様性

- 1990年代には国連海洋法条約発効やアジェンダ 21（第 17 章）の採択などにより、新たな海洋の秩序のもとで、海洋の生物多様性に関する政策が活発に展開されるようになった。
- わが国は 2000 年代後半から総合的な海洋政策を進めている。海洋の生物多様性については 2011 年に海洋生物多様性保全戦略を策定し、海洋保護区ネットワークの形成等に関して国際的な取組を進めている。

海洋の生物多様性に係る主な経緯

海洋の生物多様性に係る主な国際的動向	わが国の対応
1982 国連海洋法条約の採択	
1992 アジェンダ 21、生物多様性条約の採択（地球サミット）	93 生物多様性条約の締結
1994 国連海洋法条約の発効	
1995 ジャカルタマンデートの採択（CBD-COP2） FAO 責任ある漁業のための行動規範採択	96 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 96 国連海洋法条約の締結
2001 国連公海漁業協定の発効	01 水産基本法
2002 「代表的海洋保護区ネットワークの構築等」（WSSD）	
2004 海洋保護区ネットワーク「2012 年目標」の採択（CBD-COP7）	
2012 年目標 代表的な海洋保護区ネットワークを 2012 年までに構築	
	07 海洋基本法
2008 生態学的あるいは生物学的に重要な海域特定のための科学的基準等（CBD-COP9）	08 海洋基本計画
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><基本的な方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋の開発・利用と海洋環境の保全と調和など <p><講ずべき施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境の保全（生物多様性を確保する上で重要な海域等を特定。わが国における海洋保護区のあり方を明確化。など） ・沿岸域の総合的管理 など </div>
	08 生物多様性基本法
2010 「愛知目標」の採択（CBD-COP10）	10 生物多様性国家戦略 2010
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標 11 沿岸・海洋域について 2020 年までに少なくとも 10%を保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の観点から重要な海域を抽出 ・漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく海域保護区のあり方について検討 など </div>
	11 海洋生物多様性保全戦略

海洋生物多様性保全戦略

- ・生物多様性国家戦略 2010 に基づき、海洋基本計画を踏まえて環境省が策定（2011 年 3 月）

基本的視点

- 海洋生物多様性の重要性を認識
- 海洋の総合的管理（陸と海のつながり、近隣諸国との連携）
- わが国の管轄海域の特性に応じた対策
- 地域の知恵や技術を生かした効果的な取組
- 海洋保護区

わが国の海洋保護区の定義
海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律その他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

施策の展開（主な国際的取組）

■ 1 情報基盤の整備

- ・北太平洋の海洋科学に関する機関（PICES）
- ・海洋生物地理情報システム（OBIS）

■ 2 影響要因の解明と軽減

- ・海洋汚染の防止（MARPOL73/78 条約等）
- ・適切な漁業資源管理（漁業法、地域漁業管理機関等）

■ 3 海域の特性を踏まえた対策

- ・北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）
- ・東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）

■ 4 海洋保護区の充実とネットワーク化

2012 年目標と愛知目標を認識。わが国の海洋保護区の定義のもと、海洋保護区を連携させて効果的に配置し、効果的な生態的ネットワークのシステム構築を考える

- ・漁業者の自主的取組と生物多様性保全の取組
- ・重要海域の抽出と既存保護区のネットワーク化
- ・社会的連携の側面

国際的枠組を活用したリーダーシップの発揮

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）
- ・東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ
- ・二国間渡り鳥条約・協定
- ・ラムサール条約

■ 5 社会的な理解及び多様な主体の参加

ICRI 東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の東アジア地域会合（2008 年東京、2009 年ホイアン、2010 年プーケット）によって策定されたもの

■ 1 地域における協力、調整メカニズム

既存の準地域レベルの保全メカニズムの間の調整役やプラットフォームとなるより広範囲な地域メカニズムやネットワークが必要

- ・ICRI 東アジア地域会合の開催の継続
- ・GCRMN（地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク）の地域調整メカニズムの強化
- ・情報共有ネットワークの構築

■ 2 2009-2010 暫定計画のフォローアップ

暫定計画で示された取組事項の今後の展開を示した

- ・地域 MPA データベースの更新と充実、ギャップ分析への活用等
- ・サンゴ礁生息地分布図の計画への活用等
- ・地域 MPA ギャップ分析の実施と共有
- ・MPA 管理効果評価システムのための指標開発

■ 3 地域及び国レベルの政策に対する優先的提言

- ・個別/セクター別のアプローチの打破
- ・各国・各サイトに独自の特性と伝統的保護管理手法を認識
- ・現実的かつ実際的アプローチの採用